

第3次沖縄県環境基本計画（素案）に対する県民意見と県の考え方

ページ	行	記載内容	ご意見	対応方針	県の考え方
1	127～128	米軍基地における水問題	<p>米軍基地が引き起こしている飲料水(加えて土壌、地下水)のPFAS汚染は、45万県民や沖縄の将来世代の生活環境に係る極めて重大な問題であるだけでなく、汚染者の米軍の背後にある米国自身が汚染対策を強化しようと現在急ピッチで動いている問題である。基本計画(素案)はPFAS汚染問題に県民が抱く深刻な懸念を反映していないだけでなく、世界のこのような急激な動きに全く立ち遅れている。</p> <p>米国環境保護庁(EPA)は、本年6月15日、PFOAは0.004ppt、PFOSは0.02pptという新しい生涯健康勧告値(暫定)を他の2物質の最終勧告値とともに発表した。このPFOAとPFOSの合計値は6年前の2016年にEPAが設定した両者の合計で70pptという勧告値の実に3000倍も厳しいものである。この新勧告値の発表に際しEPAのレーガン長官は、PFOAやPFOSの検出限界値は4pptだが、これ以上の汚染が検出されたなら水道事業者はただちに対策をとるようにと勧告している。すなわち、米国EPAは、飲料水はPFASフリーでなければならないと宣言したに等しい。</p> <p>本意見提出者は、市民団体「有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会」のメンバーであり、連絡会は北谷浄水場の水を飲用している県民の血中PFAS濃度を調べることを沖縄県に求めたが、県は目安となる血中PFAS濃度がない現状では調べてもデータの取り扱いに困るとして調査の実施に否定的であった。県民の健康を守ることは行政としての県の責務であり、県のこの後ろ向きの姿勢に私たちはいたく失望した。それならば県民自身で動こうと、私たち連絡会は本年6月～7月に京都大学の協力を得て県内7地区で計387名から採血を行った。この9月には結果が出、県民におけるPFAS汚染の実態の一端が明らかになる予定である。血中PFAS濃度の目安としてはドイツの20ng/mlが参考になると考えている。</p> <p>以上の動きを踏まえて本意見提出者は、第3次環境基本計画はPFAS汚染問題については次の5点を原則にして策定されるべきだと考える。</p>	修正	<p>県はこれまで米国の基準が厳格化されたことを踏まえた今後の国の対応方針を定めるなど、国への働きかけを行っております。また、今後の取組につきましては、本計画第3章の各施策等において対応を検討してまいります。</p> <p>いただいた意見を踏まえ、水道水基準の厳格化を求める県民からの声として本計画案のコラムに追記いたします。</p>
2	127～128	米軍基地における水問題	<p>2. 北谷浄水場の取水源をPFASに汚染されていない北部水源に切り替える。</p>	その他	<p>(個別事項として対応)</p> <p>いただいたご意見につきましては、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。</p>
3	127～128	米軍基地における水問題	<p>3. 影響を受けている可能性のある地域住民の血中濃度検査等の健康調査および疫学調査を実施する。</p>	修正	<p>いただいた意見を踏まえ、健康被害を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。</p>
4	127～128	米軍基地における水問題	<p>4. 有機フッ素化合物による水質汚染に関し、環境補足協定第4条に基づき速やかに沖縄県および当該関係自治体による嘉手納基地内への立ち入り調査を米軍に認めさせ、調査結果を早期に公開する。</p>	その他	<p>(個別事項として対応)</p> <p>いただいたご意見につきましては、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。</p>
5	127～128	米軍基地における水問題	<p>5. PFAS汚染の実態解明において大きな壁となっている日米地位協定の改定を早期に国に行なわせる。</p>	その他	<p>(個別事項として対応)</p> <p>米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。</p> <p>県としては引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化するなど、第3章の各施策等において対応を検討してまいります。</p>

第3次沖縄県環境基本計画（素案）に対する県民意見と県の考え方

ページ	行	記載内容	ご意見	対応方針	県の考え方
6	127～128	「米軍基地における水質問題」「PFOS・PFOAの問題」について	<p>1)米国環境保護庁(EPA)が6月15日にPFAS規制勧告値につき、これまでの3000倍以上厳しい数値を示しました(6月17日新聞報道)。その根拠としているのはヒトに対する健康影響研究です。2016年に米国が決めたこれまでの1リットル当り70ナノグラムの勧告値は、動物(ねずみ)実験の研究を根拠にしたものでした。しかし、新しくEPAが提示したものは、PFAS血中濃度の高低が2種混合ワクチンを接種した5歳児と7歳児にどのような影響を与えるか、疫学研究の結果、PFASによる抗体価の減少が認められたことが根拠です。</p> <p>北海道大学の岸玲子先生などによる母子2万組以上のコホート研究(2001年～、北海道スタディ)においても、出生体重が小さくなるほか子供の発達影響や感染症罹患リスクを増加することが認められています。</p> <p>2)「有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会」が今年4月10日の県民集会において採択した決議文を、4月28日に知事に手交(溜政仁基地対策統括監が対応)した際に、私もその席に同席していましたが、県の担当部局は、PFASによる健康影響ははっきりしておらず、血液検査も適用基準が日本では定められていないことなどを理由に、決議文で求めた環境調査、健康調査(血中濃度測定)の訴えを聞き入れませんでした。ちなみに、ドイツでは1ミリリットルあたり20ナノグラムを超えると「健康に影響があると考えられるレベル」であり、「緊急にばく露軽減策をとる必要がある値」と指針を示しています。</p> <p>私は、米国の後追いはかりで、県民・国民の健康と生命をないがしろにする日本政府の後手後手の対策に俟つことなく、米軍基地が集中する沖縄では、県独自の実態把握と対策を立てていくことが必要だと思えます。</p> <p>3)「有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会」は、6月25日から7月23日まで、医療関係者の協力のもとに6市町村7会場で387名の住民の採血を行い、京都大学に分析を依頼しています。9月上旬ごろに分析結果が出ます。北谷浄水場の水道水による影響の他にも、嘉手納、普天間、キャンプハンセンなどでPFAS泡消火剤が土壌と地下水を汚染し、住民が有害物質にどれほどさらされて来たか、はっきりと数値として現れます。京都大学による2019年の宜野湾市大山(44人)の血中濃度測定により、最大値は1ミリリットル当たり41.8ナノグラムでした。これは、ドイツが上限と定める1ミリリットル当たり20ナノグラムの2倍の値です。</p> <p>4)現在パブリックコメントを求めている「第3次沖縄県環境基本計画(素案)」(128ページ)には、「県では…有機フッ素化合物の調査を毎年、夏季、冬季の2回行っていきます。令和2年度夏季は54地点で調査を行い、36地点で暫定指針値を超過する結果となっています。嘉手納飛行場、普天間飛行場周辺の超過については、基地からの影響である蓋然性が高いと考えており、今後も動向を注視し、国に調査及び対策を求めていくこととしています。」と、これが問題の結論のような記述があります。これでは、県としてのしっかりとした対策ではなく、県民の健康影響、不安にこたえることはできません。</p> <p>5)以上のことから、県としてPFAS問題について、県民の健康と生命を守るための実態調査と浄化のための施策を立ててください。</p> <p>①飲み水の水道水調査ばかりでなく、地下水、川、海、下水道、土壌の環境調査を実施すること。</p>	修正	地下水等の環境調査については、本計画第3章の各施策において対応を検討してまいります。なお、いただいた意見を踏まえ、河川水や土壌等の調査を求める県民からの声として本計画案のコラムに追記いたします。
7	127～128	「米軍基地における水質問題」「PFOS・PFOAの問題」について	②PFAS汚染の相談窓口を設け、汚染が指摘される地域の疫学調査を実施すること。	修正	いただいた意見を踏まえ、健康被害を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。
8	127～128	「米軍基地における水質問題」「PFOS・PFOAの問題」について	③健康不安を抱えて、検査を希望する県民には、血液検査を実施すること。	修正	いただいた意見を踏まえ、健康被害を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。

第3次沖縄県環境基本計画（素案）に対する県民意見と県の考え方

ページ	行	記載内容	ご意見	対応方針	県の考え方
9	127～128	—	「米軍基地における水質問題」「PFOS・PFOAの問題」について	④水源や土壌汚染による農産物、海産物などへの影響を調査すること。	修正 いただいた意見を踏まえ、農業等への影響を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。
10	127～128	—	「米軍基地における水質問題」「PFOS・PFOAの問題」について	⑤胎児や子どもに影響が大きいことが分かっているので、国が実施しているエコチル調査（沖縄県では宮古だけが調査対象になっている）に準じた調査を、県全域で実施すること。 なお、8月10日と11日に沖縄タイムスが報じた「嘉手納基地が汚染の可能性、米軍内部メモで認める」「基地内の飲料水にPFAS、水質報告書データ削除」などの事実が明らかになった以上、米軍が基地の汚染を放置し、基地から外に浸みだして住民に被害をもたらすことまでを、地位協定の「排他的管理権」（第3条）や「浄化義務の免除」（第4条）と解釈することはできないことを明確にし、汚染源特定と浄化のための立入調査が、日本政府とともに沖縄県の権限において実施できることを銘記すべきです。沖縄県民の生存権がかかった問題ですから。	修正 いただいた意見を踏まえ、健康被害を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。 米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。県としては引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化するなど、第3章の各施策等において対応を検討してまいります。
11	127～128	—	PFAS問題に該当する箇所について	PFAS汚染問題について、県民の視点から、下記の点についても言及をお願いいたします。 ◇県民の反応と影響—水汚染による伝統的農業、文化、身体・精神へのダメージ PFASを含む泡消火剤の流出だけでも大問題だが、2021年8月末に在沖米軍は意図的に大量のPFAS汚水を故意に放出した。これに対し、地元住民からは、「怒りで頭が狂いそう」「いままでは事故による流出だったが、今回は犯罪だ。絶対許してはいけない。私たちの未来、子どもたちの未来すべてを破壊した」という強い憤りの声が上がっている。実際に、米軍普天間基地周辺の小学校では、運動場の土壌汚染が懸念されており、子どもたちの健康調査の早期実施が望まれている。そのうえ、これまで日本政府の暫定基準値を超えるPFASに汚染された水道水を供給されてきた北谷町、宜野湾市、那覇市の各自治体の住民からは各首長や関係部長に対して早急に血液検査を含む健康調査を実施するよう要請書が提出されている。これまで県内の水道水や湧水のPFAS汚染を長年調査してきた京都大学の小泉昭夫名誉教授も「(住民の)健康への影響を知るためには、水の(PFAS)濃度よりも血液中の(PFAS)濃度を調べる事が肝要」と取材に対して述べており、それが正当な住民の要望であることを示している。	修正 いただいた意見を踏まえ、農業等への影響や健康被害等を懸念する県民からの声として本計画案に追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。
12	127～128	—	PFAS問題に該当する箇所について	PFAS汚染問題について、県民の視点から、下記の点についても言及をお願いいたします。 ◇伝統的農業とコミュニティへの影響 PFOS汚染問題によって県民は、農業や文化の分野でも大事にしているものが破壊されて苦しめられている。米軍普天間基地がある宜野湾市では、土壌汚染を心配して農作物を買わない消費者がでてしまったことから、農業をやめたいと考える農家が多くなっている。同地域では田芋が伝統的な特産物であるが、ある田芋農家は、先祖代々の土地で、自然栽培で農業を始めていたが、畑の土壌が汚染されてしまった。「PFASが土壌に蓄積されることを知り、農業をやめることも考えた」と市民集会で彼は切実に話していた。農業が立ち行かなくなることで自立経済が損なわれ、地域が基地に関連する交付金に頼らざるをえなくなる構造になってしまうこと、そのことによって子どもたちが軍事基地に頼らないコミュニティの未来を思い描くことが困難になっていることを、憂う声が住民の間から出ている。	修正 いただいた意見を踏まえ、農業等への影響や健康被害等を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。

第3次沖縄県環境基本計画（素案）に対する県民意見と県の考え方

ページ	行	記載内容	ご意見	対応方針	県の考え方	
13	127～128	—	PFAS問題に該当する箇所について	PFAS汚染問題について、県民の視点から、下記の点についても言及をお願いしたいです。 ◇文化へのダメージ 水は農業だけではなく、地域の文化にも深く関わっている。例えば、宜野湾市には60箇所の湧き水があって地域文化を育んできた。例えば、ウブガー（産川）といって、赤ん坊が生まれると近くの井戸から汲み取った水で赤ん坊の体を清めるなど、様々な行事で湧水や川が密接に関わっている。地元住民は、先祖代々大切にしてきた水が汚染されて、「環境も人権もすべて破壊されている」と憤っている。嘉手納町では、嘉手納基地から流出したPFASによってウブガーが汚染された。あるメディアでは、「かつて最も清い水が出た場所が、現在最も高濃度で汚染されてしまっている」とこれを説明している。また、庶民の行事だけでなく、伝統的な琉球王府の行事としても、水は神聖な役割を持っていた。琉球王朝時代は旧暦12月下旬にあわせて、沖縄島北部の辺戸大川で水をくみ、元旦に王に献上していた。ノロと呼ばれる王府の神職のシャーマンや役人の一行が水をくみ、人々の健康長寿や五穀豊穰を祈願した。この若水の儀式をはじめ、水は当時から神聖なもの、また地域に密着した文化として、現在も残っている。琉球王朝時代から脈々と受け継がれてきた文化が、日米の軍事基地に起因する水汚染によって壊されることが決してあってはならない。	修正	いただいた意見を踏まえ、農業等への影響や健康被害等を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。
14	127～128	—	PFAS問題に該当する箇所について	PFAS汚染問題について、県民の視点から、下記の点についても言及をお願いしたいです。 ◇辺野古新基地建設と水の安定供給へのリスク 飲み水として利用できる水は無限ではない。2013年に発生した宜野座村内での米軍ヘリ墜落事故、2021年7月に判明した金武町での水道水汚染の事例は、今後他の市町村でも起こりえる問題である。汚染被害を受けた多くの市町村が沖縄県に対して不足分の給水を要請した場合、沖縄県は対応可能だろうか。2017年に沖縄島北部の東村高江に米軍大型ヘリが不時着炎上した。新聞社の取材に対し、当時の福地ダム事務所長は、「事故現場があと400m、ダムの取水境界寄りであったなら、関係する浄水場への送水停止を検討せざるをえなかった。不足分を沖縄県管理のダムや河川などから補う事は相応むずかしい」と述べた。このような中、辺野古新基地が完成すると、2014年に沖縄防衛局職員が配備の可能性を認めたF35B戦闘機の訓練を含め、ダム近くの5つのヘリパッドでの訓練は現在より格段に増し、墜落等の事故発生の可能性も格段に高くなるのが容易に想像できる。一方、国管理の福地ダムの北側には他府県には観られない米軍との共同使用区域が存在しており、水源の大きな汚染リスクである。2021年9月現在、県都那覇市の水道水に対する福地ダムからの配水は98%であり、ほとんど福地ダムの水である。今後、福地ダムの取水境界内で同様な事故が発生し、制限給水含めかけられた場合、観光立県を自称する沖縄県への影響は非常に大きく、市民生活もパニックとなるのは明らかではないか。	その他	いただいた意見を踏まえ、農業等への影響や健康被害等を懸念する県民からの声として本計画案のコラムに追記するとともに、関係部局等と共有のうえ、取組の検討・推進の際の参考とさせていただきます。
15	127～128	—	PFAS問題に該当する箇所について	PFAS汚染問題について、県民の視点から、下記の点についても言及をお願いしたいです。 ◇自衛隊によるPFAS流出と無責任な住民対応 2021年2月26日、航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出した。事故発生後、自衛隊側は、県や自治体（那覇市）、新聞社などに対し、「飛散した泡に有機フッ素化合物のPFOSは含まれておらず、毒性や損傷性はほとんどない」と発表した。しかしその後、泡消火剤の製造元が発行した『危険』と記された資料や、地元紙が独自に採取したサンプルの泡から高濃度のPFOSを含む有機フッ素化合物が検出されると大きく報じた事により、当初の自衛隊基地発表の内容との違いが明らかになった。その後、泡消火剤が付着した住宅を自衛隊が洗浄したのは、事故発生から4カ月後であった。一方、航空自衛隊の井筒航空幕僚長は、2021年4月8日の記者会見で健康調査の実施について環境コンサル等に意見を求めていくと明言したが、2022年1月30日現在、結果をまだ公表していない。他方、京都大学原田准教授は、事故後に自衛隊が追加調査した水質検査結果から、事故以前から周辺の土壌にもPFASが蓄積している可能性が高いと地元新聞にコメントしている。これらの経緯からも、PFAS問題に関する自衛隊の対応は米軍と同様に、地域住民の人権や環境への影響を軽んじる、無責任なものと言わざるをえない。	その他	（個別事項として対応） 那覇市の事案も含め、自衛隊基地のPFAS対応については、国の責任において適切に対処する必要があると考えております。県としては引き続き、国による適切な対応を求めてまいります。

第3次沖縄県環境基本計画（素案）に対する県民意見と県の考え方

ページ	行	記載内容	ご意見	対応方針	県の考え方
16	129	— 9-2米軍基地及び返還跡地における土壌汚染問題	7月12日の県議会一般質問で、知事は「PFASによる汚染状況を把握する為、県民の生活環境の保全の観点から土壌調査は必要」との考えを示しました。 そこで、特に返還跡地におけるPFAS汚染の状況は、これまでPFAS土壌調査を実施しておらず、当該箇所において、返還跡地におけるPFASによる汚染状況を把握するための土壌調査について、追加記述することを要望いたします。	修正	土壌の環境調査については、本計画第3章の各施策において対応を検討してまいります。なお、いただいた意見を踏まえ、土壌調査を求める県民からの声として本計画案のコラムに追記いたします。
17	129	— 返還跡地のPFAS土壌汚染について	(当団体は、)独自に普天間第二小学校内の土壌採取を実施し、PFAS土壌分析を行っています。本来なら行政が行うべき調査を市民自らが実施しなければならなかった理由は、PFAS土壌分析に関する法的根拠が無いとの理由で、行政が市民の要望に応えることが出来なかったためです。 当該環境基本計画に、返還跡地のPFAS土壌分析の必要性を盛り込んでいただきたいと強く要望いたします。	修正	土壌の環境調査については、本計画第3章の各施策において対応を検討してまいります。なお、いただいた意見を踏まえ、土壌調査を求める県民からの声として本計画案のコラムに追記いたします。